

法人税実務事例検討

100%子会社の適格合併に係る抱合株式消滅損の
税務上の取扱い

税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

100%子会社を税制適格の無対価による吸収合併をした場合に、その子会社株式に係る抱合株式消滅損が生じたとしても、その抱合株式消滅損に相当する金額は合併法人の資本金等の額及び利益積立金額に加減算され、法人税における所得金額の計算において損金の額に算入されない。

事 例

当社は資本金1億円の製造業を営む法人ですが、10年ほど前に100%子会社化したA社を吸収合併することとしました。

ところで、A社の株式は当社がすべて保有していることから無対価による吸収合併とし、適格合併に該当することから、A社の資産及び負債はすべて帳簿価額で受入処理をしました。

この場合において、当社の保有するA社株式の帳簿価額140,000,000円とA社から引継ぎを受けた資本金等の額100,000,000円及び利益積立金額10,000,000円との差額30,000,000円を抱合株式消滅損として会計処理しましたが、この抱合株式消滅損30,000,000円の税務処理はどのようにすればよいですか。

【合併直前のA社の資産及び負債】

資産	410,000,000円	負債	300,000,000円
		資本金	50,000,000円
		その他資本剰余金	50,000,000円
		繰越利益金	10,000,000円

(注) 資産及び負債は税務上の帳簿価額に一致します。